

福岡型ワーケーション推進に係る
プロモーション業務委託 仕様書

令和4年5月

公益財団法人 福岡観光コンベンションビューロー

本仕様書は「福岡型ワーケーション推進に係るプロモーション業務委託」（以下「本業務」という）の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。企画提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、（公財）福岡観光コンベンションビューローと受注者が協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。

なお、本仕様書において、甲とは（公財）福岡観光コンベンションビューローをいい、乙とは提案者をいう。

<参考>福岡型ワーケーション推進事業の概要

（１）目的

コロナ禍により、テレワーク等による働き方の多様化が急速に進む中、旅行先で仕事をしつつ余暇を楽しむ新しい旅行スタイルとして「ワーケーション」が注目されている。

これを機に、福岡市の強みであるビジネス環境の良さや都市機能と自然が近接したコンパクトシティの魅力を活かした福岡ならではの都市型ワーケーションを推進することにより、新たなビジネス旅行の需要喚起を図るもの。

（２）令和４年度の事業概要

① 福岡型ワーケーション推進「パートナー」の募集・登録

ワーケーションの推進に連携して取り組む事業者を募集し、「パートナー」として登録を行う
(登録ページURL) <https://workation-fukuoka.jp/contact-partner/>

② ワーケーションポータルサイト「W@F(ワフ)」の運営

- ・「パートナー」の提供するワーケーション関連サービスの掲載
 - ・ワーケーションを行う個人・企業（以下、「ワーケター」という）に向けた特集記事の掲載
 - ・福岡市内のワーケーション滞在スポットの紹介 等
- (サイトURL) <https://workation-fukuoka.jp/>

③ ワーケーションパス(仮称)の制作・運営

- ・福岡市内でのワーケーションによる長期滞在及び頻繁な往来に資する会員向けの特典やサービスを掲載し発信するウェブサービスの制作・運営
- ※参考資料「ワーケーションパス(仮称)の概要」を参照

④ ワーケターを集客する主催イベント及びパートナー等との連携イベントの開催

- ・甲及び福岡市が主催するワーケター集客イベントの開催
- ・パートナー等が実施するワーケター集客イベントの開催やプロモーションに関する支援

⑤ 企業・団体等のグループによるワーケーション実施に係る市内交通費の助成

- ・企業・団体等のグループ単位による研修やチームビルディング等を目的としたワーケーションに対し、市内移動に係る交通費への助成を実施(5人以上のグループに対し、30,000円を上限に実施)

⑥ ワーケターの誘客に向けたプロモーション

- ・首都圏をメインターゲットとしたリアルやウェブ等によるプロモーションの実施

1 委託件名

福岡型ワーケーション推進に係るプロモーション業務委託

2 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

3 提案にあたっての留意点

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発出等により、一部事業の停止や内容変更等を行う可能性がある。その場合、甲と乙で協議の上、契約内容の変更等を行う場合がある。

4 業務内容

- ・ 事業目的を達成するため、下記業務を委託するものである。
- ・ プロモーションにあたっては、次のようなターゲット及びプロモーション手法を想定しているが、これに限らず、効果的と考えられることについては自由に提案すること。
- ・ 提案に際しては、当該プロモーション手法を取ったことによる利点や効果等、利用促進に繋がる戦略について分かりやすく記載すること。

【ターゲット】主に首都圏及び関西圏に立地する企業及び在住する個人

【プロモーション例】出発地側での現地プロモーション、ウェブプロモーション、SNSでのプロモーション、オンラインでのプロモーション、イベント開催、紙面でのプロモーション等

(1) 全体業務関連

- ・ 本仕様書5以降に示す項目について留意しながら業務を遂行すること。
- ・ (2) から (8) の業務を遂行するための実施計画や実行体制、個人情報管理の観点の踏まえて提案すること。
- ・ 従事者が新型コロナウイルス感染症に感染する等、当該体制での運営が困難となった場合においても業務継続可能なバックアップ体制を整えておくこと。

(2) ワーケーションパス（仮称）の会員登録促進に向けたプロモーション業務

- ・ 令和4年7月初旬より運用開始を予定しているワーケーションパス（仮称）の会員登録数増加に繋がるプロモーション方法を提案すること。なお、ワーケーションパス（仮称）は、WEBアプリケーションであり、インストールを要しないWEB上のサービスである。
- ・ 提案の際は、目標とする会員登録数を記載の上、その目標達成に向けてどのような取組みを行うのか、具体的なエリアやターゲット等を示しながら説明すること。なお、登録数は3,000人以上の数を目標として設定すること。
- ・ 出発地からの1次交通手段となる航空や鉄道等の利用者をターゲットとしたプロモーションについて、必ず1つは提案すること。なお、実際のプロモーション先となる交通事業者については、甲乙協議の上、その効果やワーケーションパス（仮称）へのサービス掲載の有無等の状況を踏まえて決定する。

(3) 福岡市内等で開催するワーケーションイベントの集客に向けたプロモーション業務

- ・委託期間中に開催される複数のワーケーションイベントについて、参加者の集客に繋がるプロモーション方法を提案すること。なお、ワーケーションイベントの開催及び募集については各主催者が行うものであり、本業務においては、イベントに参加する者をより多く集客するためのプロモーションを担当するものである。
- ・ワーケーションイベントは、甲及び福岡市が主催するイベント1件、パートナーが主催する連携イベント5件程度の開催が想定される。
- ・プロモーションを行う上では、各イベントの主催者側と連携を図り、効果的なプロモーションとなるよう工夫すること。
- ・ワーケーションイベントは、下記のような内容を想定しており、いずれも数十名程度の参加者を目標としている。提案の際は、それを前提としたプロモーション内容とすること。

【想定するイベント例】

- 企業や経営者同士のビジネスマッチングを中心としたワーケーションイベント
- ウェルネスをテーマとしたワーケーションイベント
- 親子連れでのワーケーションイベント 等
- ・実際のプロモーションについては、開催イベントが決定した後、提案内容を踏まえて甲乙協議の上決定する。

(4) 企業・団体等のグループによる福岡市内でのワーケーション実施に向けたプロモーション業務

- ・企業・団体等での5人以上のグループによる研修やチームビルディング等を目的としたワーケーションを促進するためのプロモーション方法を提案すること。
- ・当該ワーケーション実施時には、グループに対し滞在中の交通費に対する助成を行うことから、それをインセンティブとしたプロモーションを展開すること(助成額3万円×100グループ)。

(5) 各プロモーション実施後の成果分析

- ・(2)～(4)の各プロモーションについて、その成果を定量的・定性的に分析し、報告を行うこと。
- ・報告時には、単なるプロモーション結果の分析に止まらず、その成果を通じた今後の方策に関する有用な情報提供を行うこと。

(6) 事業進捗や結果の報告等

- ・履行期間中、事業の進捗や結果について適宜報告を行うこと
- ・その他、甲の求めに応じて、必要な報告を行うこと
- ・全プロモーション終了後、一連の業務の遂行に係る報告書を作成すること。

(7) その他、福岡型ワーケーションの推進に繋がるプロモーションの追加提案

本業務全般について、提案要望仕様書に記載する事項以外に、本事業の目的に資する追加提案がある場合は具体的に提示すること。

(8) その他

上記(1)～(7)以外で、本業務実施のために必要な業務は、事業者決定後に甲と乙が協議の上決定する。

5 乙の責務

(1) 関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 守秘義務

①基本事項

乙は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

※詳細は別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照

②従事者への周知

乙は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

(3) 従事者の服務規律

①サービス

従事者は、公共の業務に従事することを自覚し、利用者に安心と信頼感を与えるよう努力しなければならない。

特に、利用者が満足を得られる対応とするため、必要な事項について十分に理解しておくこと。また利用者からの問い合わせ・相談・要望等を受けたときは、真摯に傾聴し、求められていることを正確に把握するとともに、的確な対応を行うようにすること。

②服務態度

問い合わせ対応など利用者と接する業務に携わる従事者は、態度、言葉遣い等について特に注意し、常に丁寧な対応を心がけ、不快感を与えないように努めなければならない。

また、乙は甲の品位を傷つけるような者や一般常識に欠け利用者に不快感を与える者を従事させてはならない。

③新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底

乙は、従事者の新型コロナウイルス感染症への感染を防止するため、3密（密集・密閉・密接）状態とならない環境を整備するほか、マスクの配布、入退室時の消毒等、所要の感染防止対策を行うこと。

6 従業員の研修

乙は、業務の円滑かつ適切な遂行の実現を目的として、現場従事者に対し、研修・指導を適宜行い、常に従事者の資質向上に努めなければならない。

- (1) 業務の重要性を理解させること
- (2) 守秘義務及び個人情報等の保護について理解させること
- (3) 従業者が遵守すべき服務規律について理解させること

7 総括責任者及び各業務責任者の選任等

(1) 総括責任者及び各業務責任者の選任

乙は、業務を円滑に執行するため、すべての業務を統括して指揮監督する総括的な責任者（以下「総括責任者」という。）及び履行場所ごとの責任者（以下「各業務責任者」という。）を選任し、甲に届け出ること。各業務責任者は業務を適切・円滑に遂行するために必要な人員数を配置すること。

(2) 責任者の責務

総括責任者及び各業務責任者は、その業務の遂行上、常に甲との連絡を密に行うとともに、各業務間の連携を図り、従事者の業務に関する指揮監督を行うこと。

また、5(3)に定める服務規律につき問題のある従事者があった場合は、速やかに適切な指導を行うこと。

8 その他

(1) 事業実施にあたっては、本仕様書によるほか、乙の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、甲の指示等に従いながら進めること。

(2) 報告

乙は甲の求めに応じ、適宜、業務の履行状況等の報告を行うこと。

(3) 再委託

乙が、受託業務の一部を再委託する場合には、事前に再委託先、再委託の範囲、期間等を書面で甲に提出し、承認を得ること。

なお、乙は、再委託先に対して、再委託業務において取り扱う個人情報等が甲の委託に係るものであること、乙及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知させること。

(4) その他

仕様書の内容に疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ定めることとする。仕様書に記載のない事項についても同様とする。

「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。特に個人情報については、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

(1) 個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(3) 機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

(4) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

(5) 可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業者の監督等

受託者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- ・ 委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること

- ・ 個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、福岡市個人情報保護条例に規定する罰則が適用される場合があること
- ・ 上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること

5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱ってはならない。ただし、（公財）福岡観光コンベンションビューロー（以下「観光コンベンションビューロー」という。）の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、観光コンベンションビューローの書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、観光コンベンションビューローが求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、観光コンベンションビューローの書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、観光コンベンションビューローの書面による承認があるときは、この限りでない。なお、観光コンベンションビューローの承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、観光コンベンションビューローの指示に従い、観光コンベンションビューローに返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等を行わなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

観光コンベンションビューローは、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに観光コンベンションビューローに報告し、観光コンベンションビューローの指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

観光コンベンションビューローは、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除

観光コンベンションビューローは、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約を解除することができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、観光コンベンションビューローはその責めを負わないものとする。